

		作品		平成	26 年度	次回見直し	予定	平成 31 年度	
条	例 名	神奈川県蜜蜂転飼調	整条例						
条	例 番号	昭和 29 年神奈川県条例第 48 号 法規集 第 9 編第 4 章第 2 節							
所	管室課	環境農政局農政部畜産課							
条	例の概要	蜜蜂の飼養者が相互に利害を阻害されないよう、県内における蜜蜂転飼の調整							
		を行い、養蜂事業の健全な発達を図ることを目的に、転飼の許可及び手数料に関							
		し必要な事項を定めている。							
	視点	検	討	内	容		備	考	
	必要性	蜜蜂の飼養者が必	要な蜜源	を確保	り相互	に利害を阻害			
	現在でも			を知事の許可により行い、蜂					
		必要な条 │ 群の配置を適正に調整する必要があり、本条例は、その例か。 │ 目的達成のため引き続き必要な条例である。							
	الر ۱۶۰۵ و ۱۶۰۹	目的達成のため引き	引き続き必要な条例である。						
	有効性	転飼調整について	は県職員	、県養	蜂組合	員を委員とし	・許可申	 請状況	
							21 年度	₹ 818 群、21	
	容で課題 が解決で	き転飼の許可を与える	を与えることで蜂群の適正配置がなされて は、目的達成のため有効である。						
	きるか。	おり、本条例は、目的						797群、25	
検							ケ所のケー	E 700 #¥ 07	
							23 年度	图 762 群、27	
								₹ 795 群、26	
								2 700 117 20	
								1 200 群、20	
					ヶ所				
	効率性 現行の内容で効率的といえるか。 最終振興法に基づく飼養届により県内における年間の転飼計画を把握し、転飼調整委員会で予め一括調整したうえで許可を与えており、効率的に運用を図っている。								
	基本方針適	県政運営の総合的							
	合性	がわグランドデザイン」<基本構想>において、産業・							
討	対 _{県政の基} 労働分野の2025年にめざすすがたとして「農林水産業の 本的な方 活性化」を掲げており、養蜂事業の健全な発展を図る本 針に適合 条例は、県政の基本的な方針に適合している。								
	か。								
	(海洋州	美校に倒さにせべ	± 7 ~	\ 	· 心 冊 +>:	事団をウルナ	美松炉烟	 :ナ	
	適法性 _ 憲法、法					事垻を疋のた		!法の最終改 24年6月27	
						正: 平 成 日	24 + 0 月 21		
	触しなし	触 しな 📗					-		
	(IID).	(Introduction of the control of the							
	その他								
見	(1) 改正・廃	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 等の必要はない。		理 由 等				
直		止の必要はない。運用	運用の改善等を検討する。			現行条例の運用上の課題は見受			
し						けられず、現	、現時点では改正・廃止及		
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。 び運用の改善					等の必要に	はない。		
果	5 廃止を検討する。								